

日住協 第60号
平成24年5月18日

会員各位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田村 仁人

**長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例に関する
国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示について**

このたび、標記につきまして、国土交通省より別紙により会員事業者へ周知依頼がありました。

つきましては、該当する事例がある場合は申請手続きに遺漏がないようお願い申し上げます。

<告示の主旨>

今般、租税特別措置法等の一部が改正になり、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例について、買換資産が駐車場の用に供されている場合は、基本的には適用されないこととなりました。

しかし、やむを得ない事情がある場合に限り認めることとしており、例えば将来中高層建築物、マンション等の建築を計画しているものの自治体の条例によって周囲への説明会や同意を求められるなどの手続きにより着工に至っていないようなケースの場合に、やむを得ない事情の一つとして国土交通大臣が証明した場合が規定されました。

そのため、国土交通大臣の証明に関する手続きを定めた告示を平成24年4月27日に公布・施行されました。(国土交通省告示第507号)

以上

◎ 本件についてのお問い合わせ：(一社)日本住宅建設産業協会 事務局
Tel 03-3511-0611 嘉屋本 (かやもと)

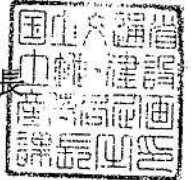
(別紙)

国土企第3号

平成24年5月11日

一般社団法人日本住宅建設産業協会理事長

国土交通省土地・建設産業局企画課長



長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例に関する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示について（通知）

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等が一部改正され、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例について、買換資産のうち土地等を、一定の範囲に限定することとなりました。

このうち、駐車場の用に供されている土地等については、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについてやむを得ない事情がある場合に限り買換資産の対象として認められることとされ、やむを得ない事情の一つとして、地方公共団体における建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続が進行中であり、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが当該手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明した場合が規定されているところです。

今般、上記の国土交通大臣の証明に関する手続について定めた告示を平成24年4月27日に公布し、同日より施行しましたので、貴職におかれましては、会員事業者に周知するとともに、以下の事項に留意し、申請手続に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 証明の申請について（第1条関係）

本特例の適用を受けようとする者は、国土交通大臣に対して、別紙様式による証明申請書を提出して行うものとする。

また、当該証明申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 土地の登記事項証明書
- ② 建物又は構築物の建築に係る事業計画書の写し
- ③ 建築物の建築に関する条例の規定に基づく届出書（当該条例を定める地方公共団体の受理日付印のあるものに限る。）の写し

2. 国土交通大臣による証明について（第2条関係）

国土交通大臣は、証明申請書及び添付書類の提出があった場合において、当該証明申請書及び添付書類に記載されている事項について審査を行い、申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

3. その他申請に係る留意事項について

本証明に係る事務については、国土交通省土地・建設産業局企画課において実施する。証明申請に際しては、申請者は十分な時間的余裕を持って申請を行うこと。

また、証明申請書及び添付書類は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）を用意し、提出すること。

租税特別措置法施行令第25条第13項第4号、第39条の7
第8項第4号又は第39条の106第3項第4号の証明申請書

国土交通大臣殿

申請日

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

租税特別措置法施行令第25条第13項第4号、第39条の7第8項第4号又は第39条の106第3項第4号に規定する国土交通大臣の証明を受けたいので、以下により申請します。

記

土地等の権利種別	所有権 ・ その他の権利（ ）
土地等の取得日	
土地の所在	
土地の現況	
土地の面積	
建築物の建築に関する条例の名称	
建築物の建築に関する条例を定める 地方公共団体の名称	
建築物の建築に関する条例の規定に 基づく手続の進捗状況	

※証明日

※証明番号

申請のとおり、当該申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが、上記の建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであることを証明します。

国土交通大臣

印

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印のある欄は、記入しないこと。

第3443号	全開閉型救命艇 (救助艇の要件 に適合するも の)	CML-20	"	"
第4186号	耐火救命艇(救 助艇の要件に適 合するもの)	CML-19S	"	"
第4187号	全開閉型救命艇 (救助艇の要件 に適合するも の)	CML-19	"	"
第4503号	"	CML-23	"	"
第4504号	耐火救命艇(救 助艇の要件に適 合するもの)	CML-23S	"	"
第4807号	"	CML-21S	"	"
第4808号	全開閉型救命艇 (救助艇の要件 に適合するも の)	CML-21	"	"

○国土交通省告示第五百七号
租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十五条第十三項第四号、第三十九条の七第八項第四号及び第三十九条の百六第三項第四号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日
国土交通大臣 前田 武志

第一条 租税特別措置法施行令第二十五条第十三項第四号、第三十九条の七第八項第四号又は第三十九条の百六第三項第四号に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、国土交通大臣に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面(以下「証明申請書」という。)を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)の権利種別及び取得日
 - 三 土地の所在、現況及び面積
 - 四 建築物の建築に関する条例及び当該条例を定める地方公共団体の名称
 - 五 建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続の進捗状況
- 2 証明申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地の登記事項証明書
 - 二 建物又は構築物の建築に係る事業計画書の写し
 - 三 建築物の建築に関する条例の規定に基づく届出書(当該条例を定める地方公共団体の受理日付印のあるものに限る。)の写し
- (証明書の交付)
- 第二条 国土交通大臣は、証明申請書及びその添付書類の提出があつた場合において、当該証明申請書及び添付書類に記載されている事項について審査を行い、申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第一号関係)

租税特別措置法施行令第25条第13項第4号、第39条の7第8項第4号又は第39条の106第3項第4号の証明申請書
国土交通大臣殿

申請日
住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印

租税特別措置法施行令第25条第13項第4号、第39条の7第8項第4号又は第39条の106第3項第4号に規定する国土交通大臣の証明を受けたいので、以下により申請します。

記

土地等の権利種別	所有権	その他の権利()
土地等の取得日		
土地の所在		
土地の現況		
土地の面積		
建築物の建築に関する条例の名称		
建築物の建築に関する条例を定める地方公共団体の名称		
建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続の進捗状況		

※証明日
※証明番号
申請のとおり、当該申請に係る土地等が、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが、上記の建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものを証明します。

国土交通大臣 印

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないこと。

○国土交通省告示第五百八号
租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する件(平成二十三年国土交通省告示第六百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日
国土交通大臣 前田 武志

本文第一号イ及びロ中「第五条の十第四項及び第二十八条第四項」を「第五条の八第二項及び第二十八条第二項」に改める。